

役員報酬・職員給与規定

一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会

2025/05/17

第1章 総則

第1条 (目的)

本規定は、一般社団法人医療サイバーセキュリティ協議会（以下、当法人という）の定款第29条の規定に基づき、常勤および非常勤の役員である理事、監事の報酬、及び職員の給与の支給について必要な事項を定める。

第2章 報酬

第2条 (役員報酬)

- 1 本規定における役員報酬とは、当協議会が役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。
- 2 当法人を本務とする役員を常勤役員とする。
- 3 本務を他に持ち、当法人職員を兼務する職員を非常勤役員とする。
- 4 役員報酬は理事会で決定し、社員総会の承認を経て支給するものとする。
- 5 役員報酬は、原則として、月額基本報酬、賞与、特別調整手当とする。
- 6 常勤役員の月額基本報酬は、次のとおりとする。

役員	月額報酬
常勤理事・監事	600,000 円
非常勤理事	100,000 円
非常勤監事・顧問	50,000 円

第3条（賞与）

賞与は、月額基本報酬の3ヶ月分（年6ヶ月分）を6月及び12月に支給することを原則とするが、支給月額は理事長が変更することができる。

第4条（特別調整手当）

特別調整手当は、常勤役員の勤務形態、職務実績・役割や、非常勤役員の本務職を勘案し、理事長が別に定める金額を支給できるものとする。ただし、特別調整手当の額は、月額基本報酬の20/100を超えないものとする。

資格・役職	付加金額
理事長	100,000円
副理事長	100,000円
サイバーセキュリティに対する特別な能力を有するおの	50,000円
大学に準ずる教育機関を本務とするもの	100,000円
医師・歯科医師・弁護士	50,000円
上級医療情報技師	100,000円
税理士・会計士・日商簿記2級	100,000円

第3章 給与

第5条（職員給与）

- 1 本規定における職員給与とは、当協議会が職員に対し、職員としての業務の対価として支給するものをいう。
- 2 当法人を本務とする職員を常勤職位とする。
- 3 本務を他に持ち、当法人職員を兼務する職員を非常勤職員とする。
- 4 職員の給与月額は、原則として、月額基本給、賞与および特別調整手当とする。

5 賞与は、月額基本報酬の3ヶ月分（年6ヶ月分）を6月及び12月に支給することを原則とするが、支給月額は理事長が変更することができる。

6 当法人の職員の職務ごとの月額基本給は、以下の通りとする。

資格・役職	付加金額
常勤事務局長	450,000円
非常勤事務局長	80,000円
非常勤経理職員	50,000円

第6条（賞与）

賞与は、月額基本報酬の3ヶ月分（年6ヶ月分）を6月及び12月に支給する。

第7条（特別調整手当）

1 資格・能力、常勤職員の勤務形態、職務実績・役割や、非常勤職員の本務職を勘案し、理事長が別に定める金額を支給できるものとする。

2 以下の通り、当法人の業務に必須な資格および特別な能力を有するものには特別調整手当を加算する。

資格・役職	付加金額
サイバーセキュリティに対する特別な能力を有するもの	50,000円
大学に準ずる教育機関を本務とするもの	50,000円
医師・歯科医師・弁護士	50,000円
上級医療情報技師	30,000円
税理士・会計士・日商簿記2級	30,000円
動画編集及び動画配信に特別な才を有するもの	20,000円

第4章 経費

第8条 (経費の弁済)

常勤及び非常勤の役員、顧問、職員または業務委託社がが、当法人の活動によって発生した個人負担費用（人件費、交通費、会議費、宿泊費、移動費等）は、経費精算申請を行うことで支給される。

第9条 (申請)

- 1 事前に MedCSC Teams-財務・経理・精算チーム-出張・経費使用申請チャンネルへ投稿として報告してください。承認は不要です。
- 2 緊急時は事後申請も可とするが、理由を明記のこと。

第10条 (精算)

- 1 出張後7日以内に MedCSC Teams-財務・経理・精算チーム-出張・経費使用申請チャンネルの投稿に返信として、総額及び領収書を提出してください。
- 2 領収書が入手不可な場合、事情説明書を添付のうえ事務局判断を仰ぐこと。

第11条 (支払方法)

旅費は原則として銀行振込とし、現金支給は行わない。振込口座情報は出張申請時に明記すること。

第5章 報酬の支払いについて

第12条 (報酬支払の延期)

なお、当法人の財政規模が拡大し、これらの報酬。給与。手当が支払える状態であると理事会が判断するまで役員報酬の支払いは未払い形状する。

附則

本規定は、2025年6月20日に理事会によって制定され、2025年6月20日の社員総会によって可決されることで有効となる。